

雇用保険に関するQ & A

こちらに記載している内容は一般的な回答になります。自身の金額がいくらになるか、給付日数は何日になるか、何月何日にハローワークに行けば良いか等の具体的なご質問は、お住いを管轄するハローワークへお問い合わせください。

Q 1 受給資格

どのような場合に受給ができますか。

【回答】

離職日時点65歳未満の方

雇用保険（失業等給付）を受給するには、原則、離職の日以前2年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち、11日以上（または80時間以上）働いた完全な月が12か月以上必要です。倒産、解雇等での離職（特定受給資格者）、その他やむを得ない理由による離職（特定理由離職者）の場合は、離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち、11日以上（または80時間以上）働いた完全な月が6か月以上必要となります。

また、雇用保険（失業等給付）は、就職（週20時間以上の雇用）しようとする意思があり、病気やけががなくいつでも就職できる能力があり、積極的に就職活動を行っているにもかかわらず職業に就けない方へ支給するものです。

離職日時点65歳以上の方

離職理由に関わらず、雇用保険（失業等給付）を受給するには、原則、離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち、11日以上（または80時間以上）働いた完全な月が6か月以上必要です。

また、雇用保険（失業等給付）は、就職（週20時間以上の雇用）しようとする意思があり、病気やけががなくいつでも就職できる能力があり、積極的に就職活動を行っているにもかかわらず職業に就けない方へ支給するものです。

Q 2 受給資格

受給できないのはどのようなケースになりますか。

【回答】

受給資格は前述Q 1のとおりですので、加入期間や勤務状況が満たない方や就職する意思と能力がない方は受給することができません。具体的には、以下のとおりです。

- ・ 病気や怪我、妊娠、介護などですぐに働けない
- ・ 家事や学業に専念する、休養する
- ・ すでに内定があり就職活動をしない
- ・ 積極的に求職活動を行っていない
- ・ 1週間に20時間未満の仕事を希望する
- ・ 1週間に20時間以上の仕事で既に働いている
(試用期間、パート、アルバイト等含む)
- ・ 雇用保険に入らない働き方を希望している
(B型作業所を希望している等)
- ・ 自営をしている、家事・家業の手伝いをしている
- ・ 会社、団体等の役員に就任している 等

Q 3 受給の手続き

雇用保険（失業等給付）を受給するにはどのような手続きが必要ですか。

【回答】

以下の書類をご準備いただき、離職された方ご本人のお住いを管轄するハローワークへ来所いただき手続きを行っていただく必要があります。

開庁時間は平日の8時30分から17時15分ですが、手続きに時間を要しますので16時頃までにはお越しいただきますようお願いいたします。

手続きに必要な書類は以下のとおりです。

①離職票－1・2（離職後、事業所から交付を受けるもの。）

②写真2枚

（手続きの際に毎回マイナンバーカードを提示される場合は省略可、離職日時点で65歳以上で離職された方は1枚で可）

③本人名義の預金通帳又はキャッシュカード

④本人・住居所確認書類

（マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・写真付き住民基本台帳カードなどのうちいずれか1点）

⑤マイナンバー確認書類の現物

（④のマイナンバーを持参していない場合に限る。）

⑥障害者手帳

Q 4 受給までの流れ

受給までの流れはどのようになりますか。
(離職日時点で65歳未満・65歳以上)

【回答】

離職日時点65歳未満の方

受給までの流れは、離職された方ご本人がハローワークへ手続きを行った日（資格決定日）が起算日となります。

手続きを行った日から7日間は失業状態を確認する期間（待期期間）となり支給はありません。待期期間が満了した翌日から支給対象期間となりますが、自己都合で離職された方は、待期期間が満了した翌日から1か月間の給付制限があり、その期間が経過してから支給対象期間となります。

受給手続きを行っていただいた後は、原則4週間に1回ハローワークから指定された日（失業認定日）に来所いただき、失業の認定を行ったうえで認定を受けた日数分の基本手当が支給されます。

(次ページの図をご参照ください。)

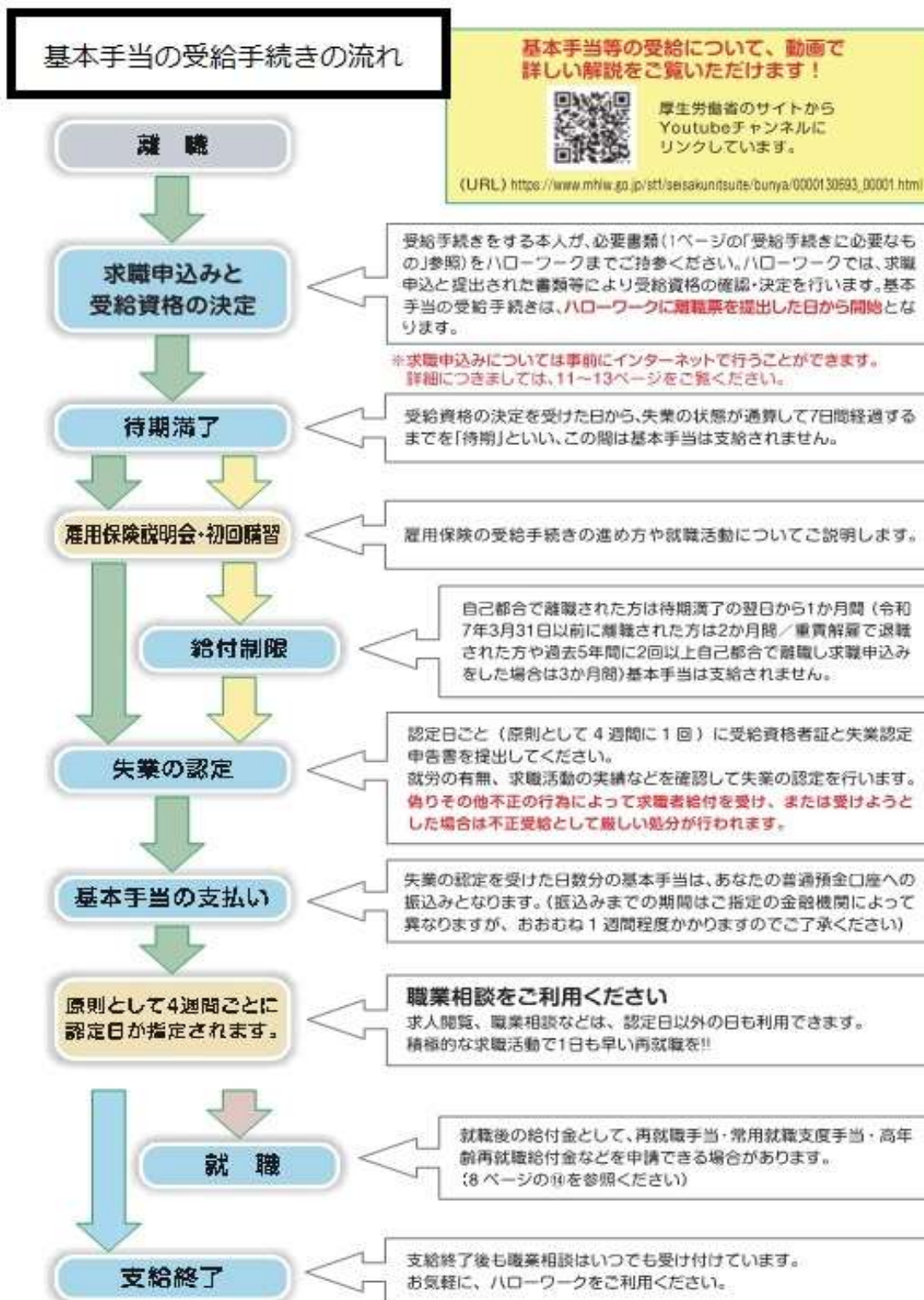
離職日時点65歳以上の方

受給までの流れは、離職された方ご本人がハローワークへ手続きを行った日（資格決定日）が起算日となります。

手続きを行った日から7日間は失業状態を確認する期間（待期期間）となり支給はありません。待期期間が満了した翌日から支給対象期間となりますが、自己都合で離職された方は、待期期間が満了した翌日から1か月間の給付制限があり、その期間が経過してからの支給となります。

受給手続きを行っていただいた後は、ハローワークから指定された日（失業認定日）に来所いただき、失業の認定を行ったうえで一時金として高年齢求職者給付金が支給されます。

(65歳未満の方の受給の流れ)



Q5 支給時期

支給されるのはいつごろになりますか。

(離職日時点で65歳未満・65歳以上)

【回答】

離職日時点65歳未満の方

離職票等を提出した日から、原則として4週間に1回ハローワークから指定された日(失業認定日)に来所いただき、失業していることの認定をして支給します。失業認定日から5営業日以内に指定された口座に入金されます。

なお、厚生労働省、労働局、ハローワーク、各金融機関において、個々の受給者の振込日は把握できませんので、入金日に関するお問い合わせにはお答えできません。

離職日時点65歳以上の方

離職票等を提出した日にハローワークが失業認定日を設定します。失業認定日に失業していることの認定をして支給します。失業認定日から5営業日以内に口座に入金されます。

なお、厚生労働省、労働局、ハローワーク、各金融機関において、個々の受給者の振込日は把握できませんので、入金日に関するお問い合わせにはお答えできません。

Q 6 離職理由

どれくらいの金額がもらえますか。

【回答】

1日あたりの給付額（基本手当日額）は、離職票に記載されている離職前6か月間の総支給額（保険料等が控除される前の額。賞与は除きます。）を基に賃金日額を算定し、その賃金日額の約45～80%が給付額（基本手当日額）となります。

1日あたりの給付額の概算は下記図を参照いただき、具体的な金額はハローワークでご確認ください。

1日分の給付額（基本手当日額）

賃金水準の変動に応じて、基本手当の日額が毎年8月1日に変更（引上げ又は引下げ）されます。（以下の表は令和7年8月1日現在）
最新情報は、大阪労働局のホームページをご確認ください。

60歳未満の方、65歳以上の方 離職前賃金の5割から8割が支給されます		60歳以上65歳未満の方 離職前賃金の4.5割から8割が支給されます		基本手当日額の上限額	
離職前の賃金（賃金日額）	基本手当日額	離職前の賃金（賃金日額）	基本手当日額		
月15万円（5,000円）	4,000円	月15万円（5,000円）	4,000円	30歳未満	7,255円
月20万円（6,666円）	4,992円	月20万円（6,666円）	4,853円	30歳以上45歳未満	8,055円
月25万円（8,333円）	5,707円	月25万円（8,333円）	5,136円	45歳以上60歳未満	8,870円
月30万円（10,000円）	6,207円	月30万円（10,000円）	5,220円	60歳以上65歳未満	7,623円
				65歳以上	7,255円

Q 7 所定給付日数

雇用保険（失業等給付）は何日分受給できるのでしょうか。
（離職日時点で65歳未満・65歳以上）

【回答】

雇用保険の被保険者であった期間、離職理由、年齢により決まります。下記図を参照ください。

離職日時点65歳未満の方

倒産・解雇等会社都合で離職された方（下記図③）や障害者等就職が困難な方（下記図②）は、所定給付日数が手厚くなっています。障害者手帳をお持ちの方は、離職票等を提出される際に合わせて提出してください。

【所定給付日数】

◎65歳未満で離職された方（4週間毎に支給）（倒産、解雇等という離職理由の判定は、各別資料に基づいてなされます。）

①一般の離職者である方
（②及び③以外の理由で離職された方・定年退職された方や自己の意思により退職された方等）

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②障害者等の就職が困難な方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

③倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方、または、期間の定めのある労働契約が更新されなかった（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）等により離職された方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

■上の①～③の表の「被保険者であった期間」には、今回離職された事業以前への雇用保険に加入していた期間が通算されます。なお、通算には一定の条件がありますので、ハローワークへお問合せください。

離職日時点65歳以上の方

雇用保険の被保険者期間により決まり、離職理由や手帳の有無に関わらず30日と50日の2通りです。雇用保険の加入期間や具体的な日数は、ハローワークの窓口にて確認をお願いします。

【高年齢求職者給付金の額】

◎65歳以上で離職された方（一括支給）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
一括支給の額	30日分	50日分

Q 8 受給期間

手続きはいつまでにすればいいのでしょうか。

【回答】

離職票が届き次第、速やかにお住いを管轄するハローワークへ来所し、離職票等を提出のうえお仕事探しの申し込みをしてください。離職票を提出した日から手続きが進みますので、提出が遅れると支給開始もその分遅くなります。

雇用保険（失業等給付）を受給できる期間は、原則として離職日の翌日から1年間（受給期間）となります。この受給期間の間で所定給付日数を限度として支給を受けることができます。手続きが遅れたことにより受給期間の間に受給が終わらず所定給付日数が残っていても支給されませんので、早めに手続きにお越しくください。

Q 9 国民健康保険の軽減措置

国民健康保険料の軽減措置は、どのような場合に受けられるのでしょうか。

【回答】

倒産や解雇等による離職（特定受給資格者）や、雇い止め等による離職（特定理由離職者）された方が対象になります。

離職票等提出後、後日ハローワークからお渡しする「雇用保険受給資格者証」の12欄「離職理由」欄に11、12、21、22、23、31、32、33と記載がある方が対象です。詳しくは、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。

Q10 受給期間の延長

病気やけが等の理由で離職し、すぐに働くことができません。
雇用保険（失業等給付）はどうなるのでしょうか。

（離職日時点で65歳未満・65歳以上）

【回答】

離職日時点65歳未満の方

雇用保険（失業等給付）を受給するためには、就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力があり、積極的に求職活動を行っているにも関わらず就職できない状態にあることが必要です。このため、病気やけが等ですぐに働くことができない方は、雇用保険（失業等給付）を受けることが出来ません。

雇用保険（失業等給付）を受けることが出来る期間は、離職日の翌日から1年間となっており、これを受給期間といいます。離職日時点で65歳未満で離職された方は、離職日の翌日から1年以内に30日以上継続して職業に就くことが出来ない場合は、受給期間の延長申請を行うことで、最大3年間本来の受給期間1年に働けない日数を加えることができます。

延長申請を行っている間は雇用保険（失業等給付）の支給はされず、職業に就くことができるようになった後に受給手続きができます。

離職日時点65歳以上の方

離職日時点で65歳以上の方は延長申請を行うことができず、本来の受給期限1年間に延長することはできません。

Q 1 1 配偶者等の扶養

配偶者等の扶養家族となっているのですが、雇用保険（失業等給付）を受給することはできるのでしょうか。

【回答】

配偶者等の扶養家族であっても、雇用保険（失業等給付）の要件を満たしていれば雇用保険（失業等給付）の受給は可能ですが、雇用保険（失業等給付）の受給する金額によって扶養家族から外れる場合があります。

詳しくは、配偶者等ご家族のお勤め先の事業所にお問い合わせください。

Q 1 2 年金との併給

現在、年金を受給しているのですが、雇用保険（失業等給付）の受給をすると年金はどうなるのでしょうか。

【回答】

65歳未満の場合、雇用保険（失業等給付）を受給するための手続きをすると併給調整が行われ雇用保険（失業等給付）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。また、雇用保険（失業等給付）の受給が終了した後、年金の支給が開始されるまで一定の期間がかかります。

詳しくは、日本年金機構の各年金事務所にお問い合わせください。

Q 1 3 再就職

再就職が決まったらどのような手続きが必要ですか？

【回答】

ハローワークへ離職票等を提出する前に1週間20時間以上の就職が決まった場合、雇用保険（失業等給付）の支給はありませんので、手続きは不要です。

ハローワークへ離職票等を提出した後に1週間20時間以上の就職が決まった場合、雇用保険（失業等給付）の支給を終了する必要がありますので、窓口で手続きをお願いします。

65歳未満の方は、離職票等提出した後早期に就職した場合、要件を満たせば再就職手当が受給できる可能性があります。